

**船舶石綿含有資材
調査者講習**

文字を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を記入しその上に印鑑を押して下さい。
修正液・修正テープは使用しないで下さい。

フリガナ			生年 月 日	昭和 平成
名前			年 月 日	歳
住所	〒 [] [] [] - [] [] [] [] (都 道 府 県)		☐ 旧姓又は通称の併記を希望の方はチェック☑して下さい。	
事業所 (請求先)	事業所名 (領収書宛名)		担当者	
	〒 [] [] [] - [] [] [] [] (都 道 府 県)		携帯 (自宅) - - FAX - -	
日程	1日め 学科			
講習日程表で ご確認の上 記入下さい	/			
受講資格 記号	☐ ソ. 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て等石綿含有建材調査者 ☐ ツ. 石綿作業主任者技能講習修了 ※2 枚目の「船舶石綿含有資材調査者講習受講資格」をご覧ください。 ☐ その他受講資格 記号 [] [] ソ、ツの方はチェックを入れ2枚目に資格証コピーを貼付しFAXしてください。 その他の受講資格の方は記号を一つ選び左欄及び3枚目を記入しFAXしてください。			

本人確認書類

本人確認書類 運転免許証 または 住民票

パスポート 在留カード の写しを貼して下さい。

●住所・氏名の変更があり免許証の裏面に記載のある場合、この用紙の空いているスペースまたは裏面にその写しを貼して下さい。

運転免許証の裏面の写し

免許証の裏面に記載のある場合は、その写しを貼付してください。

※係員記入欄	受付日	/	係	領収印
☐ TEL案内済 ☐ 窓口案内済				現・振
助	円			

受講申込書は、本申込書を提出することで、下記に同意したものとします。1.講習開始時間を厳守します。2.講習中は居眠り、新聞又は雑誌の閲覧、喫煙、スマートフォンや携帯の使用を禁止します。3.実技講習中は講師の許可なく講習場所を離れることを禁止します。4.適切な講習の実施及び講習中の安全確保に関する講師の指導及び指示に従います。5.備品や講習機材を故意に破損させた場合には弁償します。6.天候・流行病、その他やむを得ない事情により、講習が中止された場合は、他の日程に振り替えて受講することを承知します。※1～5に反することが判明した場合は、その対象となる受講者の講習を中止し、退場を命じます。その場合の返金はできませんのでご了承ください。①当校は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法公正な方法により、個人情報を取得します。②当校が取得したお客様の個人情報は、次の目的で利用します。その他の目的に利用することはありません。(1)当校で実施する教習又は講習を実施するため。(2)当校で実施する教習又は講習に関する宣伝のため。(3)顧客満足度の向上を図ることを目的として、アンケート調査を実施するため。③当校は、お客様の個人情報、法令に基づく場合を除いて、第三者には提供いたしません。

船舶石綿含有資材調査者講習受講資格

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和4年厚生労働省告示第171号第2項第4号）

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ロ 学校教育法による大学（同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。）を除く。次号において同じ。）又は高等専門学校において、航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科（以下「造船に関する学科に準ずる学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験を有する者
- ハ 学校教育法による大学において、造船に関する学科及び造船に関する学科に準ずる学科以外の学科（以下「その他の学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して三年以上の実務の経験を有する者であって、小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）第二十二條及び第二十三條の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了したもの
- ニ 学校教育法による短期大学において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年（登録講習を修了した者にあっては、三年）以上の実務の経験を有する者
- ホ 学校教育法による短期大学において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験を有する者であって、登録講習を修了したもの
- ヘ 学校教育法による専修学校（修業年限が二年以上の専門課程に限る。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年（登録講習を修了した者にあっては、三年）以上の実務の経験を有する者
- ト 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して五年以上の実務の経験を有する者
- チ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年（登録講習を修了した者にあっては、五年）以上の実務の経験を有する者
- リ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して七年以上の実務の経験を有する者であって、登録講習を修了したもの
- ヌ 船舶の製造、解体又は改修に関して十一年以上の実務の経験を有する者であって、登録講習を修了したもの
- ル 小型船造船業法（昭和四十一年法律第十九号）第十条第一項に規定する主任技術者（小型鋼船に係るものに限る。）の経験を有する者
- ヲ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三条第一項に規定する有害物質一覧表を作成する専門家として国土交通省の証明を受けている者（これと同等以上の知識経験を有する者を含む。）
- ワ 海事行政（船舶に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者
- カ 環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して二年以上の実務の経験を有する者
- ヨ 労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又はこれらの者であった者
- タ 労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
- レ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者であって、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
- ソ 登録規程第二条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者及び同条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者（次号ロにおいて「建築物石綿含有建材調査者」という。）
- ツ 労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ネ イからツまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

受講資格の記号	選択した受講資格の種類に応じた必要な証明書
イ～リ	各資格に該当する卒業証明書＋船舶の製造、解体又は改修に関する実務経験（登録講習修了者は修了証も）
ヌ	船舶の製造、解体又は改修に関する11年以上の実務経験＋登録講習修了証
ル	小型鋼船に係る主任技術者の経験証明
ヲ～タ	各資格に該当する行政経験証明
レ	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証（ただし上記レに該当する修了証に限る）＋石綿調査の実務経験
ソ	一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証（特定、一戸建ての石綿調査者講習修了証も可）
ツ	石綿作業主任者技能講習修了証
ネ	必要な証明書については受付係にお問い合わせください。

受講資格記号（ソ）または（ツ）の方 一般建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者

一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証か、石綿作業主任者技能講習修了証のいずれかを貼付し、受講申込書1枚目とともに本紙をFAXしてください。また、受講日には原本（修了証カード）をお持ちください。

貼付欄

一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証
または
石綿作業主任者技能講習修了証
（特定、一戸建ての石綿調査者講習修了証も可）

（表）

貼付欄

裏面に記載がある場合に貼付

（裏）

受講資格証明書貼付用紙 (ソ・ツの方を除く)

受講資格を証明する書類をこの用紙に貼り付けて、入校日の**4日前**までに受講申込書1枚目とともに那加クレーンセンターにFAXしてください。また、**受講日に本紙をお持ちください。**

FAX → 058-322-2152

受講者氏名：

受講日

/

重要

実務経験の必要な「受講資格記号」を選択した場合は、下欄の事業者証明が必要です。
※受講資格記号 ソ または ツ を除くすべての番号が該当します。

受講資格に係る
業務の従事期間

西暦

年

月

～西暦

年

月

年

ヵ月

上記受講資格に相違ないことを証明します。 令和

年

月

日

住 所

事業所名

代表者名

※代表者名の
記入漏れに
ご注意ください

事業主印

又は

代表者印

印

受講資格記号 (イ) ～ (リ) の方 該当する学歴+船舶の製造、解体又は改修に関する実務経験のある方

事業主証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。

また、それぞれに該当する学歴の卒業証明書（登録講習修了者は修了証も）を別途FAXしてください。

受講資格記号 (ヌ) の方 船舶の製造、解体又は改修に関して11年以上実務経験がある方

事業主証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。

また、登録講習修了証を別途FAXしてください。

受講資格記号 (ル) の方 小型鋼船に係る主任技術者の経験がある方

事業主証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。

受講資格記号 (ヲ) ～ (タ) の方 行政経験者

事業主証明欄に行政官庁による該当行政経験証明を記載および押印又は証明書をFAXしてください。

受講資格記号 (レ) の方 特定化学物質等作業主任者技能講習修了+石綿調査の実務経験のある方

特定化学物質等作業主任者技能講習修了証を貼付し、本紙をFAXしてください。

さらに、事業主証明欄に事業主の方の記載および押印をしてください。

貼付欄

平成18年4月1日以前の
特定化学物質等作業主任者技能講習修了証

(表)

貼付欄

裏面に記載がある場合に貼付

(裏)